

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月6日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第1号

### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年香川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び<u>同号</u>に規定する帰国した被害者であってその配偶者、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設をいう。以下同じ。）の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者に対して支給する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第3条第2項</u>に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び<u>同項</u>に規定する帰国した被害者であってその配偶者、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>2 略</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第11号の規定は、平成27年1月1日から適用する。